

## 令和4年10月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 午後2時30分

2. 開催場所 多目的研修集会施設 3階大ホール

3. 出席委員 16名(番号は議席番号)

1番 <欠席>	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 <欠席>
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 <欠席>	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 3名

1番 大川 勝利	6番 林 亮介	10番 大嶋 裕一
----------	---------	-----------

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 佐賀 雅治

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主任 小林 勇成

次長 小寺 正人

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第41号 現況証明願について

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

7. 議事録署名人

13番 田中 正信

14番 本田 雄揮

事務局長	<p>令和4年10月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席委員は、1番大川委員、6番林委員、10番大嶋委員の3名です。只今の出席委員数は16名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に13番田中委員、14番本田委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説明&gt; 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について説明いたします。</p> <p>整理番号32番、譲渡人は坂井町五本〇〇さん。譲受人は坂井町五本〇〇さん。申請地は、坂井町五本、畑298㎡です。許可後の経営面積2,333アールです。</p> <p>整理番号33番、譲渡人は三国町浜地〇〇さん。譲受人は三国町浜地〇〇さん。申請地は、三国町浜地、畑256㎡です。許可後の経営面積52アールです。</p> <p>整理番号34番、譲渡人は丸岡町油為頭〇〇さん。譲受人は丸岡町油為頭〇〇さん。申請地は、丸岡町油為頭、田33㎡です。許可後の経営面積75アールです。</p>
議長	<p>以上ご審議願います。</p> <p>ではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第39号は許可することに決定してよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>それでは、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説明&gt;</p> <p>議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。今回8件、いずれも所有権移転の案件です。</p> <p>整理番号40番、譲渡人あわら市中川〇〇さんほか2名、譲受人丸岡町松川町〇〇さんです。申請地は丸岡町西瓜屋、222㎡です。住宅建築を目的に転用するもので、建築面積は68.84㎡です。</p> <p>整理番号41番、譲渡人春江町藤鷲塚〇〇さん。譲受人は春江町藤鷲</p>

塚 ○○さん。申請地は、春江町藤鷺塚、446 m<sup>2</sup>です。住宅建築を目的として転用するもので、建築面積 80.99 m<sup>2</sup>です。こちら譲受人の○○さんは、6月に申請した案件がありましたが、事情により申請の取り消しを行って、再度、別の場所で申請するものです。

整理番号 42 番、譲渡人坂井町西 ○○さん。譲受人は春江町高江 ○○さんほか1名。申請地は坂井町西、畑 360 m<sup>2</sup>のうち 227.81 m<sup>2</sup>です。住宅建築を目的に転用するもので、建築面積 80.32 m<sup>2</sup>です。

続いての整理番号 43 番から 46 番に関しては、春江町中筋の同一区域の転用申請となっております。

整理番号 43 番、譲渡人は三重県桑名市 ○○さん。譲受人は春江町藤鷺塚 ○○さん。申請地は、春江町中筋、田 1,825 m<sup>2</sup>のうち 1,199.80 m<sup>2</sup>です。建売分譲住宅 6 区画を整備するもので、建築面積は 347.76 m<sup>2</sup>です。

整理番号 44 番、譲渡人は三重県桑名市 ○○さんほか1名。譲受人は福井市羽水一丁目 ○○さん。申請地は、春江町中筋、3,851 m<sup>2</sup>のうち 1,569.01 m<sup>2</sup>です。建売分譲 6 区画を目的に転用するもので、建築面積は 342.78 m<sup>2</sup>です。

整理番号 45 番、譲渡人は三重県桑名市 ○○さんほか2名。譲受人は、春江町藤鷺津家 ○○さん。申請地は春江町中筋、ほか3筆、畑、2,402 m<sup>2</sup>のうち 451.76 m<sup>2</sup>です。建売住宅 3 区画および宅地において宅地造成を予定しており、建築面積 173.88 m<sup>2</sup>です。

整理番号 46 番、譲渡人は春江町中筋 ○○さん。譲受人は福井市光陽三丁目 ○○さん。申請地は、春江町中筋 27 字 2-1、田、2,026 m<sup>2</sup>のうち 1,101.85 m<sup>2</sup>です。建売分譲 5 区画を整備するもので、建築面積は 347.75 m<sup>2</sup>です。

整理番号 47 番、譲渡人は三国町安島 ○○さん。譲受人は、三国町神明二丁目 ○○さん。申請地は三国町安島、畑、110 m<sup>2</sup>です。申請者の親が隣地であり、その乗用車 3 台の駐車場整備を目的として使用面積は 110 m<sup>2</sup>です。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

末廣委員

整理番号 40 番を 2 番末廣委員をお願いします。

2 番 末廣です。整理番号 40 番は、市役所丸岡支所の東側に位置しており、旧京福電鉄跡地の隣地です。西側北側は、高棕用水が流れており、南側は坂井市と確認し、杭が打ってありました。排水溝も設けられていることから、住宅建築に問題ないと思われれます。

議 長

次に整理番号 41 番を 17 番 大嶋委員をお願いします。

大嶋委員

17 番 大嶋です。整理番号 41 番は、えちぜん鉄道のゆりの里西長田駅から南南東約 600mに位置する藤鷺塚の土地です。東側に住宅がありコンクリートで仕切りがあり、北側は家庭菜園に接しておりますが、今後ブロックで地境を明示するとの確認をとっております。また、排水は宅地の西側、南側に排水路があり、そちらに流すと聞いております。住宅建築に問題ないと思われれます。

議 長

次に整理番号 42、47 番を 15 番 坪川委員をお願いします。

坪川委員

15 番 坪川です。

坪川委員

整理番号 42 番、坂井町西の案件で、近くに畑もあるため、雨水がどう流れるか確認したところ、敷地の北に接する道路沿いに側溝があり、そちらに流しますとのことでした。なんら問題ないと思われれます。

議 長	<p>整理番号 47 番、安島の案件で、申請地付近は道路が混みいつて周囲も住宅街でした。駐車場にしたいとのことですが近くに排水路もなく、砂利敷にして、雨水を浸透させて対応するとのことでした。周囲の了解もえているので、問題ないと思われま。</p>
三寺委員	<p>次に整理番号 43～46 番を、18 番三寺会長職務代理者お願いします。 18 番三寺です。 整理番号 43～46 番は、事務局説明の通り 4 件の申請ですが、関連がありますので一括して報告します。</p>
議 長	<p>申請地一帯は、春江東小の南に約 200m、はるさかクリニックの東に約 80mに位置しております。それぞれ市道に接している土地がありますが、〇〇さんが受ける土地に、市道を新たに設けることになっています。現在、市道はない状態です。また、申請地の一角に中筋土地改良区の管理する排水路があるため、排水路の管理をどうするか、維持管理などの話を土地改良区と十分行うようお願いしました。そのほかは問題ないと思われまので、ご審議お願いします。</p>
森会長	<p>続いて、地元委員のご意見を伺います。 整理番号 40 番を 19 番 森委員が報告します。 19 番森が報告します。事務局ならびに現地確認の委員さんの説明の通り、問題ないと思いま。申請地は丸岡支所から約 100m南に位置し、過去には区画整理を行った地区でございます。住宅建築に問題ないと思われまのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>整理番号 41 番を 7 番牧野委員お願いします。 41 番牧野です。現地確認の委員さんの報告の通り問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>整理番号 42 番を 8 番伊藤委員お願いします。 8 番伊藤です。現地確認の委員さんの説明の通り問題ないと思いまが、地図でみると申請地の、畑と畑の間に排水溝があるという具合です。周囲の状況をみても問題ないと思いま。</p>
議 長	<p>整理番号 43 番 44 番 45 番 46 番を 13 番田中正信委員お願いします。 13 番田中です。三寺会長職務代理者が説明のとおりで、周辺に農地もなくなることから、なんら問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>整理番号 47 番は林委員ですが、欠席ですので事務局の報告を求めま。 整理番号 47 番は、6 番、林亮介委員欠席のため整理番号 47 番につきまして、事務局より説明いたしま。 申請者である〇〇氏が実家の駐車場のために転用するものです。申請地は坂井市立雄島小学校より北西に約 1.5 k mにある農地で北側、南側は宅地、東側は市道、西側は畑です。隣接農地所有者及び地元関係機関との調整もしていることから何ら問題ないと思いますとのこと。 以上、ご審議をよろしくお願いいたしま。</p>
議 長	<p>それではこの議案に対しご意見を伺いま。ご意見ございませんか。</p>
坪田委員	<p>9 番 坪田です 整理番号 43 番から 46 番までの案件で、業者は 3 社になっており申請は</p>

議 長 事務局	<p>分かれています。同一、一体的に行う建売分譲の様相を呈しています。それぞれの面積を合計すると 3,000 m<sup>2</sup>を超えており、超えるときは開発行為になるけれども、別事業者で道路要件も異なることもあり、開発行為は問題ないと聞いております。先般、土地改良理事会で、この件を諮ったため報告いたします。特に、排水が気になるということで、既存の排水で問題ないのか、3,000 m<sup>2</sup>を超える開発には貯水池が必要だが、その点要望書として出しております。ごみ収集に関することも既存の収集場所を使用するとしたら、件数が多いので新設が適切ではないかとの話題があがりました。地元の了解でやってほしいということで要望書をまとめてあります。</p>
	事務局、説明はよいですか。
	ごみ収集については別の場所で検討していると聞いております。排水に関しては、計画水路の計算、雨水の計算もして対応すると聞いています。地元調整も行うと聞いていますのでよろしくお願いします。
	そのほかご意見ございませんか。
	無ければお諮りいたします。議案第 40 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。
	<異議なし>
	異議なしと認めます。
	議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。
	次に議案第 41 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明を求めます。
事務局	<説 明>
	議案第 41 号「現況証明願について」説明します。
	整理番号 16 番、出願人は春江町藤鷺塚 ○○さん。証明を受けようとする土地は、丸岡町舟寄、畑、148 m <sup>2</sup> です。経緯は、昭和 24 年に住宅建築し、以後建物および敷地を一体的に利用し現在に至るものです。
	以上、ご審議お願いします。
	それでは、現地確認の報告をお願いします。
議 長 末廣委員	整理番号 16 番を 2 番末廣委員が報告します。
	2 番 末廣です。整理番号 16 番は、用水の跡はありましたが住宅の庭になっていて、現況は非農地です。
	以上、ご審議お願いします。
	続いて、地元委員の意見ですが、私、森が報告します。
森会長	地元でありまして、申請地は昭和 23 年の地震の後に、住宅建築し、その北側を中心として庭を作ったところになります。非農地として問題ないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。
	皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。
議 長	
	無ければお諮りいたします。議案第 41 号は原案のとおり承認してよろしいですか。
議 長	<異議なし>
	異議がないと認めます。議案第 41 号「現況証明願について」は原案の

とおり承認いたしました。

次に議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 43 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は関連がありますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。

< 説 明 >

農業振興課

議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」および議案第 43 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は関連がありますので、一括して説明いたします。利用権設定を受ける者（借り手）は 3 名、利用権設定する者（貸し手）は 24 名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 68 筆、104,911.98 m<sup>2</sup>、田の更新はなしです。畑は、新規 3 筆、5,170 m<sup>2</sup>。畑の更新はございません。計 71 筆 110,081.98 m<sup>2</sup>です。使用賃借権の案件は、今月はございません。

所有権移転は 1 件。所有権移転をするもの 春江町随応寺 ○○さん。所有権移転を受ける者 春江町江留中 ○○さんです。申請地は春江江留中、田、3,213 m<sup>2</sup>です。以上ご審議お願いします。

議 長

本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。それではお諮りします。議案第 42 号および議案第 43 号は原案のとおり承認してよろしいですか。

< 異議なし >

議 長

異議なしと認めます。議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 43 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。